

## 議案第 56 号

### 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

群馬県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日群馬県指令市第215-1号）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり関係市町村で協議の上、定めることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

渋川市長 高 木 勉

## 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により被保険者証が廃止され、処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、提案するものである。

## 別紙

### 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議書

群馬県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日群馬県指令市第215-1号）を下記のとおり変更するものとする。

#### 記

#### 群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第8条第1項から第3項までの規定中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第17条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

#### 附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

群馬県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（広域連合の処理する事務）</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</p> <hr/> <p>（広域連合議員の選挙の方法）</p> <p>第8条 広域連合議員は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、同表の右欄に定める人数を選出するものとする。</p> <p>2 別表第1の1の項から12の項までに掲げる市の議会における広域連合議員の選挙については、地方自治法第118条の例による。</p> <p>3 別表第1の13の項から17の項までに掲げる町村の議会における広域連合議員の選挙については、当該町村の議会の議員の定数の総数の12分の1以上の推薦のあった者又は当該町村の議会の議長の推薦のあった者を候補者とし、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）、第5項及び第6項の例により行うものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（広域連合の経費の支弁の方法）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。</p>	<p>（広域連合の処理する事務）</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。</p> <p>（1）被保険者の資格の管理に関する事務</p> <p>（2）医療給付に関する事務</p> <p>（3）保険料の賦課に関する事務</p> <p>（4）保健事業に関する事務</p> <p>（5）その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>（広域連合議員の選挙の方法）</p> <p>第8条 広域連合議員は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、同表の右欄に定める人数を選出するものとする。</p> <p>2 別表第2の1の項から12の項までに掲げる市の議会における広域連合議員の選挙については、地方自治法第118条の例による。</p> <p>3 別表第2の13の項から17の項までに掲げる町村の議会における広域連合議員の選挙については、当該町村の議会の議員の定数の総数の12分の1以上の推薦のあった者又は当該町村の議会の議長の推薦のあった者を候補者とし、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）、第5項及び第6項の例により行うものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（広域連合の経費の支弁の方法）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる関係市町村の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。</p>

別表第1（第8条関係）  
表（略）

別表第2（第17条関係）  
表（略）

別表第1（第4条関係）

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 上記事務に付随する事務

別表第2（第8条関係）  
表（略）

別表第3（第17条関係）  
表（略）